

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年9月13日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300083 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300005 号

## 第 1 結論

平成元年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、学校卒業後に就職した A 事業所を退職後、実家に戻り、自分で B 町役場にて住民票を異動し、国民年金に加入して保険料を納付したと思うので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者に対して国民年金の記号番号（\*）が払い出されていることが確認でき、同記号番号は、国民年金被保険者資格の取得年月日（平成 4 年 8 月 1 日）に係る資格処理日から、平成 4 年 9 月 3 日に払い出されたものと考えられる。

また、請求者が提出した年金手帳に記載されている国民年金の記号番号（\*）は、前述の記号番号と一致しており、同手帳に記載されている初めて国民年金の被保険者となった日（平成 4 年 8 月 1 日）は、オンライン記録及び請求者の請求期間当時の住所地である B 町（現在は C 町）の国民年金被保険者名簿と一致している上、それより前に、請求者が国民年金の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して、前述の国民年金の記号番号（\*）が払い出された日より前に、同記号番号とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要であるが、日本年金機構及び C 町は、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない旨回答しており、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。